

東海地震に係る地震防災対策に関する大綱（仮称）スケルトン

（たたき台）

前文

1. 本大綱決定の背景

- ・ 新たな想定震源域に伴う強化地域の変更等
- ・ これまでの東海地震対策の再点検
- ・ 警戒宣言時等の効果的な防災対策の推進
- ・ 強化地域外も含め全国的な視点から総合的な地震防災対策の必要性

2. 本大綱の対象地域、性格

- ・ 強化地域及び強化地域外を含む全国の地域
- ・ 予防対策から警戒宣言時の対応、発災時の応急・復旧対策までをカバー

基本方針（東海地震対策の目指すもの）

1. 予防段階から発災後まで含めた東海地震対策のための全体のマスタープランの作成

- ・ 予防段階、警戒宣言時、発災後の全ての段階において各主体が行うべき対策を明確化
- ・ 強化地域外も含めた総合的な対策を計画

2. 発災に備えた広域の防災体制の確立

- ・ 広域災害に対処するため、発災後等の広域的オペレーションの効果的実施を図るための「東海地震に係る広域防災活動要領（仮称）」を策定

3. 防災機関内及び防災機関と住民、企業との情報共有の推進と各主体が連携した防災活動

- ・ 警戒宣言等の情報を正確かつ迅速に情報共有するための体制整備や日頃からの正確な知識の普及
- ・ 予防段階や発災時等における各主体の連携による効果的な対策の実施

4. 予防対策の緊急実施

- ・ 個人住宅及び公共施設の耐震診断、耐震補強の緊急実施

- ・ソフト対策は緊急に実施、ハード対策については、東南海地震等の地震対策も考慮し、計画的かつ効果的に実施
- ・ソフト対策とハード対策の組み合わせによる効果的な対策の実施

5. 警戒宣言時等の効果的な防災対策の再点検

- ・社会経済状況の変化を踏まえた新たな避難・警戒体制の構築
- ・帰宅困難者等強化地域の拡大に伴う新たな課題に対処するための総合的な対策の実施

・総合的な災害対応能力の向上にむけた取り組み

1. 地域等における災害対応能力の向上

(1) 国民に対する情報提供と啓発

- ・東海地震、地震予知、警戒宣言等に対する正しい知識の普及
- ・耐震化の促進、警戒宣言時等の適切な行動のための啓発活動

(2) 地域の防災力の向上に向けた緊急対策

- ・自主防災組織等における実践的訓練、図上演習（DIG）等の実施の推奨
- ・防災ボランティア等との連携策の創出・推進
- ・被災時要援護者に対する十分な情報提供と事前準備

(3) 企業の災害対応能力の向上

- ・被災時の影響軽減化に向けた耐震化、分散化等の対策
- ・警戒宣言時、被災時等における適切な対応のための計画策定
- ・被災時における地域の防災活動への協力

2. 建物耐震化等予防対策の早期実施

(1) 建物耐震化の早期実施

- ・個人住宅の耐震診断、耐震改修の早期実施
- ・学校、病院等不特定多数が利用する施設の耐震診断、耐震改修の早期実施
- ・耐震性の明示に向けた取り組み
- ・地震ハザードマップの緊急整備

- ・ハード施策は計画的に行うとともに、ソフト施策の緊急実施徳見会
わせた総合施策の実施
- (2) 耐震性を踏まえた適切な避難体制の確立
 - ・耐震診断の緊急実施と改修、建築物の耐震性の明示方策の検討
 - ・耐震性を踏まえた屋内避難・屋外避難のルール
 - ・警戒宣言時は耐震性があり、安全性が確保されるもののみ業務可能

3 . 津波防災体制の確立

- (1) 堤防の整備等の早期実施
 - ・堤防等海岸保全施設の早期整備のための計画づくり
 - ・津波防災性の高い交通基盤施設の整備等津波に強い地域づくり
- (2) 避難対策の早期実施
 - ・津波避難地、避難路の早期整備
 - ・津波避難ビルの指定等の避難場所の確保
 - ・同報無線の整備等の早期実施
 - ・つり客、海水浴客等観光客のための避難対策
 - ・津波ハザードマップ整備等津波避難のための啓発対策
- (3) その他の津波防災対策
 - ・津波発生時の緊急活動のためのヘリポート整備等孤立化対策
 - ・津波による大型船の座礁等の防止

4 . その他地震防災対策の計画的な推進

- (1) 避難地・避難路の整備等地震防災対策の重点的实施
 - ・地震防災緊急整備事業の目標の設定と重点的な実施
 - ・限られた予算の中での効果的、効率的な地震防災対策の実施
 - ・急傾斜地の崩落対策事業等の推進及び近接する建築物の移転等
 - ・密集市街地の改善
 - ・防災水槽の整備をはじめ消防に必要な水利施設の耐震化、量的な充
実、計画的な配置等の推進
 - ・ライフラインの多重化等の耐災化 他

・警戒宣言等の的確な対応

1. 観測情報等の情報に基づく対応

- (1) 観測情報等の情報の確度と取るべき対応についての基本的考え方
- (2) 観測情報等の適切な広報について
- (3) 社会的混乱の防止等のための対策
- (4) 地震防災応急対策を円滑に行うための準備行動

2. 警戒宣言時の地震防災応急対策の円滑な実施

- (1) 警戒宣言時における各分野別の対応の基本的方針

地震予知情報等の伝達等

避難対策等

交通、緊急輸送

帰宅困難者、滞留旅客

ライフライン

生活必需品の確保

医療

生活関連サービス、学校、幼稚園

情報伝達、通信

警備対策

消防、水防等対策

- (2) 警戒宣言時の国民、地域住民への広報活動等情報提供のあり方

- (3) 円滑な地震防災応急対策の実施について

- ・要員の参集
- ・地震災害警戒本部等の設置及びその体制
- ・発災後に備えた資機材、人員等の配備手配

- (4) 強化地域外での対応について

・発災時の効果的な応急対策等

1. 発災時の広域対策の効果的な実施

- (1) 広域的防災力の向上
 - ・ 広域的な防災拠点の整備とネットワーク化
 - ・ 広域応援体制の確立のための資機材の整備等
 - ・ 現地災害対策本部の配置と活動内容、活動（都県との連携等）の調整方針
 - ・ 広域後方活動の基本方針（救助、医療、緊急輸送等）
- (2) 情報・広報活動
 - ・ 総理官邸への連絡体制の確立・強化
 - ・ 防災関係機関における情報の共有化のための仕組み
 - ・ 国民、地域住民に対する適切な情報提供
- (3) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
 - ・ 緊急輸送ルート of 早期確保のための対応方針
 - ・ 緊急輸送活動の早期かつ的確な実施のための対応方針
- (4) 救助・救急・医療活動及び消火活動
 - ・ 救助・救急活動の早期かつ的確な実施のための対応方針
 - ・ 被災地内医療活動、広域後方医療活動の早期かつ的確な実施のための対応方針
- (5) 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給等に関する活動
 - ・ 被災地外での物資調達の早期実施のための対応方針
 - ・ 被災地における小売店舗等の早期営業開始の支援等物資等の安定供給対策
- (6) 応急収容活動、帰宅困難者対策
 - ・ 被災地域内外での収容活動
 - ・ 帰宅困難者に対して提供する情報の内容、提供方法
 - ・ 避難場所の確保と帰宅困難者の誘導等
 - ・ 帰宅困難者に対する食料、飲料水及び生活必需品の供給方策
- (7) ライフライン施設の応急対策活動
- (8) 保健衛生、防疫、遺体の処理等（瓦礫処理を含む）に関する活動
- (9) 二次災害の防止活動
 - ・ 余震等二次災害防止のための家屋、崖等の調査、情報提供策

- ・二次災害危険箇所からの避難誘導等
- (10) ボランティア及び海外からの支援の受入れ

2. 経済への影響を最小に押さえるための計画的な復旧・復興

- (1) 早期復旧・復興のための基本的方針
- (2) 企業のライフラインの早期確保のための対策

. 対策の効果的推進

- 1. 情報と目標の共有
- 2. 幅広い連携による震災対策の推進
- 3. 地震、地震防災に関する調査研究の推進と防災対策への活用
- 4. 実践的な防災訓練の実施

. 対策のフォローアップ